

単位互換申請 科目認定（「派遣留学特別講義」として認定）された場合の単位の取扱いについて

所属学部	進学要件・卒業要件に算入できる単位区分
商学部	<ul style="list-style-type: none"> 学部教育科目 6 6 単位のうち、学部発展科目 2 0 単位 自由選択科目 2 8 単位
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> 学部教育科目 6 8 単位のうち、学部教育科目 4 6 単位 自由選択科目 2 4 単位
法学部	<ul style="list-style-type: none"> 学部教育科目 7 2 単位のうち、その他の法学部教育科目 2 0 単位 自由選択科目 1 6 単位
社会学部	<ul style="list-style-type: none"> 学部教育科目 6 4 単位のうち、その他の社会学部教育科目 2 2 単位 自由選択科目 2 4 単位
ソーシャル・データサイエンス学部	<ul style="list-style-type: none"> 自由選択科目 2 4 単位
全学部 (全学共通教育科目)	<ul style="list-style-type: none"> 全学共通教育科目のうち、他学部教育科目 6 単位 ※法学部はさらにすべての全学共通教育科目（キャリア科目を除く）から 6 単位

※ただし、「派遣留学特別講義」を以下に指定された単位数に含めることはできません。

商学部	<ul style="list-style-type: none"> 主ゼミナール 学部履修規則第 3 条第八項イで指定されている科目 第 3 条第八項ロで指定されている科目の一部 (学部基礎科目の 2 0 単位)
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> 主ゼミナール 第 3 条第九項で指定されている科目 (100 番台コア科目 3 科目 6 単位以上及び 200 番台コア科目のうちから 2 科目 8 単位)
法学部	<ul style="list-style-type: none"> 主ゼミナール 第 3 条第十項で指定されている科目 (法学部導入科目 4 単位、指定された法学部基礎科目（前期指定基礎科目） 1 6 単位、コースの別により次に定める科目 2 4 単位)
社会学部	<ul style="list-style-type: none"> 主ゼミナール 第 3 条第十一項で指定されている科目 (導入科目 8 単位、基礎科目 1 0 単位、発展科目 1 6 単位)
ソーシャル・データサイエンス学部	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャル・データサイエンス学部教育科目 ※また、ソーシャル・データサイエンス学部が開講する科目はすべて、振替認定することはできません。
全学部 (全学共通教育科目)	<ul style="list-style-type: none"> 共通ゼミナール 第 3 条第一項で指定されている科目（外国語科目） 第 3 条第二項で指定されている科目（数理・情報科目） 第 3 条第三項で指定されている科目（「PACE I・II」） 第 3 条第四項で指定されている科目（「スポーツ方法（春夏）I」「スポーツ方法（秋冬）I」「スポーツ演習」）

※学部教育科目及び全学共通教育科目の中から履修する所定の単位数を超える単位は、自由選択の単位として進学要件・卒業要件に算入されます。

※振替認定について

振替認定により合格となった単位数は、振替先の本学授業科目の科目区分に従って算入されます。

※商学部「前期ゼミナールI,II」について

「前期ゼミナールI,II」を履修している学生が、授業期間中に短期海外留学（サマースクール）に参加する場合、所定の手続に基づいて商学部教授会で承認された場合に限り、短期海外留学（サマースクール）で取得した単位を「前期ゼミナールI,II」へ振替認定することができます。

詳細は、学士課程ガイドブック「III.諸手続き・単位互換制度編」>「2 単位互換制度」をご確認ください。